

青森県報

号外第十一号

平成二十四年
三月二十一日
(水曜日)

目次

海区漁業調整委員会

東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚の保護の指示…	(事務局)	一
東部海区管内におけるまき餌つりの指示…	(同)	一
東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示…	(同)	二
西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚の保護の指示…	(同)	七
西部海区管内におけるまき餌つりの指示…	(同)	七
西部海区管内(日本海沖合海域)におけるまぐる等流し網漁業の操業の指示…	(同)	八

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、サクラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十四年三月二十一日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 富田 由 廣

一 操業の制限

1 次に掲げる海域及び期間においては、小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業を営んではならない。ただし、青森県海面漁業調整規則第四十五条第

二項で規制する漁法、区域及び期間を除く。

(一) 制限海域

- 下北郡東通村老部川河口付近において、次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- ア 河口左岸から真方位零度千メートルの点
 - イ 点アから真方位九十度五百七十五メートルの点
 - ウ 点エから真方位九十六度三十分五百メートルの点
 - エ 河口右岸から真方位百八十六度三十分千メートルの点
- (二) 制限期間
- 平成二十四年五月一日から同年九月三十日まで

2 次に掲げる海域及び1の(一)に掲げる期間においては、竿つり及び手つりによりサクラマスを採捕してはならない。

(一) 制限海域

- 下北郡東通村老部川河口付近において、次のオ、カ、キ、クの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域
- オ 河口左岸から真方位三百四十四度三十分二百七十二メートルの点
 - カ 点オから真方位九十六度三十分三百五十五メートルの点
 - キ 点クから真方位九十六度三十分二百五十五メートルの点
 - ク 河口右岸から真方位百八十六度三十分二百五十五メートルの点

青森県東部海区漁業調整委員会指示第五号

青森県東部海区管内におけるまき餌つりについて、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十四年三月二十一日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 富田 由 廣

一 共同漁業権漁場における制限

次の表の漁場(免許番号の欄に掲げた共同漁業権漁場の禁止区域欄の区域)においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはならない。

漁場の位置	免許番号	禁止区域	禁止行為
八戸市鮫町地先	東共第5号 東共第6号	全域	遊漁によるまき餌つり
八戸市白銀町、築港街、港町、新湊及び河原木地先	東共第7号 東共第8号	全域	
八戸市市川地先	東共第9号 東共第10号	一部	
上北郡六ヶ所村地先	東共第15号 東共第16号	一部	
先下北郡東通村白糠地	東共第221号 東共第222号	一部	
先下北郡東通村小田野沢地先	東共第221号 東共第222号	一部	
先下北郡東通村野牛地	東共第302号 東共第309号	全域	
先下北郡東通村石持地	東共第323号 東共第321号	一部	
むつ市関根地先	東共第343号 東共第343号	全域	
むつ市大畑町地先	東共第363号 東共第365号	全域	

二 禁止区域の一部区域の指定
 一に定める禁止区域の内、一部の区域は次の表のとおりとする。

免許番号	禁止区域の指定
東共第9号 東共第10号	八戸市市川船溜北防波堤と南防波堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域
東共第1615号 東共第1615号	定置網周辺四百メートル以内
東共第2221号 東共第2221号	下北郡東通村白糠漁港物見埼先端と北防波堤先端を結んだ線で囲まれた区域

東共第2221号 東共第3231号	下北郡東通村小田野沢漁港北防波堤・北防砂堤と南防波堤・南防砂堤及びその両先端を結んだ線で囲まれた区域
東共第3231号	最大高潮時海岸線から距岸千五百メートル以内

三 遊漁者等の遵守事項

遊漁者等が水産動植物を採捕する場合は、漁業の操業を妨げないようにしなければならない。

四 指示の有効期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとする。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第六号

青森県東部海区管内における底魚類の採捕を目的とするはえなわ漁業（底はえなわ漁業）の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十四年三月二十一日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 富 田 由 廣

一 操業の制限

次に掲げる海域及び期間においては、動力漁船を使用して行う底はえなわ漁業の操業をしてはならない。

ただし、青森県東部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた者については、この限りでない。

1 制限海域

青森県下北郡尻屋埼灯台と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ直線以東の青森県東部海区管内の海域。

ただし、次に掲げる海域を除く。

(一) 下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線以北の海域における同灯台中心点から半径十海里以遠の海域

(二) 下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線以南の青森県東部海区管内の海域の共同漁業権漁場

2 制限期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

二 操業の承認

底はえなわ漁業を営むとする者は、別記「平成二十四年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領」により申請し、委員会の承認を受けなければならない。

1 承認海域

下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線と上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱（基点第九号）から正東の線とよってはさまれた青森県東部海区管内の海域

2 承認期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

3 承認対象者

青森県内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(一) 平成二十三年度に底はえなわ漁業を操業した実績を有する者

(二) 委員会が特に認めた者

4 承認隻数

六隻以内とする。

5 使用船舶の制限

使用船舶の総トン数は、操業の実績を有する承認船舶の総トン数を超えないこととする。

6 承認証の交付

委員会は、承認したときは、底はえなわ漁業操業承認証を交付する。

7 承認の取消

委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。

三 操業者の遵守事項

1 漁具の制限

漁具の総延長は三キロメートル以内とする。

2 漁具の標識

操業中の漁具には、漁具標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付さなければならぬ。

3 船体の表示

承認を受けた者は、使用する船舶の船橋両側の見やすい場所に、定められた標識を表示しなければならない。

4 承認証の携帯

操業にあつては、承認証を携帯しなければならない。

5 承認証の書換交付

承認証の記載事項に変更があつたときは、速やかに申請し書換交付を受けること。

6 漁獲成績の報告

承認を受けた者は、操業終了後速やかに委員会に漁獲成績を報告しなければならない。

四 試験研究等の適用除外

青森県が試験研究等をする場合には、この指示にかかわらず委員会にその内容を報告のうえ実施できるものとする。

平成二十四年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領

一 申請書の提出

1 操業承認申請書は、第一号様式により二部作成し、委員会事務局に提出すること。

2 操業承認申請書は、その者が所属する漁業協同組合が取りまとめの上提出すること。

二 承認等の通知

委員会が承認をしたときは、関係漁業協同組合を経由して通知する。

三 承認証の交付

委員会が承認したときは、第一号様式による承認証を関係漁業協同組合を経由し、申請者に手交する。

四 標識の様式

船体に表示する標識は、第三号様式のとおりとする。

五 承認証の書換

承認証書換交付の申請書は、第四号様式によるほか、その手続については一から三までの規定を準用する。

六 承認証の再交付

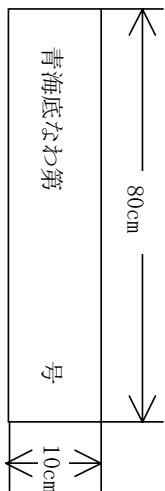
承認証を亡失し、又はき損したときは、第五号様式により、速やかに承認証再交

第2号様式

底はえなわ漁業操業承認証			
住 所		氏名又は名称	
承認番号	青東海調認底はえなわ第	号	
操業区域	下北郡尻屋埼灯台中心点から正東の線と上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との境の高磯岩礁に設置した標柱(基点第9号)から正東の線とによってはさまれた青森県東部海区管内の海域		
操業期間	平成 年 月 日から平成25年 3月31日まで		
根拠地港			
船 名	船 名		
	漁船登録番号	—	
	総トン数	トン	
推進機関の種類及び馬力数			馬力
	平成 年 月 日		
青森県東部海区漁業調整委員長 印			

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第3号様式



(注 操舵室側面上部に掲示すること。文字は黒色とする。)

第4号様式

底はえなわ漁業操業承認証書換交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員長 殿

住所 氏名 ㊟

底はえなわ漁業操業承認証の書換交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青東海調認底はえなわ第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 書換えしようとする事項

現在の承認内容	書換えしようとする内容

4 書換えを必要とする理由

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第5号様式

底はえなわ漁業操業承認証再交付申請書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員長 殿

住所 氏名 ㊟

底はえなわ漁業操業承認証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号 青東海調認底はえなわ第 号
- 2 承認年月日 平成 年 月 日
- 3 亡失(き損)の理由

- 注1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

平成24年度底はえなわ漁業漁獲成績報告書

平成 年 月 日

青森県東部海区漁業調整委員会 殿

住所
氏名

印

- 1 承認番号 青東海調認底はえなわ第 号
- 2 船名及び登録番号 丸 AM
- 3 漁獲状況

陸揚港	漁獲月	めぬけ		きちじ		その他	
		数量	金額	数量	金額	数量	金額
		kg	円	kg	円	kg	円
合 計							

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、サク
ラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十四年三月二十一日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 前田 廣 臣

一 操業の制限

1 次に掲げる海域及び期間においては、小型定置漁業、固定式さし網漁業、はえ
なわ漁業及び一本釣り漁業を営んではならない。

(一) 制限海域

西津軽郡深浦町追良瀬川河口周辺のうち、次のアとエを結ぶ最大高潮時海岸
線、アとイを結ぶ直線、ウとエを結ぶ直線及びアとエの間の最大高潮時海岸線
より沖合百メートルの線によって囲まれた海域

- ア 河口左岸から磁針方位二百十度千百メートルの点
- イ 点アから磁針方位二百九十一度百メートルの点
- ウ 点エから磁針方位二百八十九度百メートルの点
- エ 河口右岸から磁針方位十八度五百メートルの点

(二) 制限期間

平成二十四年四月一日から同年六月三十日まで

2 1に掲げる海域及び期間においては、竿づり及び手づりにより水産動物を採捕
してはならない。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第五号

青森県西部海区管内におけるまき餌づりについて、漁業法（昭和二十四年法律第二
百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十四年三月二十一日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 前田 廣 臣

共同漁業権漁場における制限
 次の表の漁場（免許番号の欄に掲げた共同漁業権漁場の禁止区域欄の区域）においては、同表禁止行為の欄に掲げる行為をしてはならない。

漁場の位置	免許番号	禁止区域	禁止行為
西津軽郡深浦町横磯、深浦、広戸及び追良瀬地先	西共第7号 西共第8号	全域	遊漁によるまき餌つり
つがる市館岡、車力地先	西共第19号 西共第20号	一部	
五所川原市十三地先	西共第221号 西共第222号	一部	
北津軽郡中泊町小泊地先	西共第2423号 西共第2423号	一部	
東津軽郡今別町今別浜名地先	西共第2827号 西共第2827号	一部	
東津軽郡今別町寝月地先	西共第3029号 西共第3029号	一部	
むつ市脇野沢地先	西共第5857号 西共第5857号	一部	

二 禁止区域の一部区域の指定

一に定める禁止区域の内、一部の区域は次の表のとおりとする。

免許番号	禁止区域の指定
西共第2019号 西共第2019号	つがる市車力漁港区域
西共第2221号 西共第2221号	十三湖水戸口中央から半径千メートル以内
西共第2423号 西共第2423号	次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オの各点を順次に結んだ線と最高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点ア ライオン岩突端 点イ ライオン岩突端から真方位二百二十二度三十分六百メートルの点 点ウ 北津軽郡中泊町大字小泊立松島に設置した標柱から真方位二百六度三十分八百メートルの点

点工 北津軽郡中泊町大字小泊権現崎に設置した標柱から真方位二百六度三十分八百メートルの点
 点才 北津軽郡中泊町大字小泊権現崎に設置した標柱

東津軽郡今別町今別漁港地区北防波堤と浜名東護岸・二号砂防堤及びその両先端を結んだ線と囲まれた区域
 東津軽郡今別町今別漁港今別地区北防波堤と今別川河口左岸導流堤及びその両先端を結んだ線と囲まれた区域

西共第2827号
西共第3029号
西共第5857号

次に掲げる点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの各点を順次に結んだ線と最高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 点ア 牛ノ首崎突端
 点イ 牛ノ首崎突端から真方位百五十四度三十分二千八百メートルの点
 点ウ むつ市脇野沢芋田に設置した標柱から真方位二百六度三十分九百メートルの点
 点エ 貝崎突端から真方位二百四十五度三十分九百メートルの点
 点オ 大崎突端から真方位二百七十二度三十分九百メートルの点
 点カ むつ市と下北郡佐井村との境に設置した標柱から真方位二百七十七度三十分三百メートルの点
 点キ むつ市と下北郡佐井村との境に設置した標柱

三 遊漁者等の遵守事項

遊漁者等が水産動植物を採捕する場合は、漁業の操業を妨げないようにしなければならない。

四 指示の有効期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第六号

西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐる等流し網漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十四年三月二十一日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 前田 廣 臣

一 操業の禁止

青森県東津軽郡外ヶ浜町龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点を結ぶ直線以西の青森県西部海区沖合海域において、マグロ、ブリ、サメ、サンマ、イワシ又はサバをとることを目的とする総トン数五トン未満の動力漁船を使用して行う流し網漁業の操業を禁止する。

二 禁止期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭